

平成29年12月28日に一部修正

平成24年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の 自立支援施策の実施状況

平成25年12月27日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

この文書は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)第4条に基づき、平成24年度における母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表するものです。

目次

1. 生活の状況	3	5. 就業支援に関する施策等（雇用・就業機会の増大）	33
2. 支援施策の体系	8	特定求職者雇用開発助成金	34
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	9	トライアル雇用奨励金	35
母子家庭及び寡婦自立促進計画	10	たばこ事業法の許可基準の特例	36
母子家庭等に対する主な就業支援について	11	母子福祉団体等への事業発注の推進	37
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する 特別措置法について	12	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰 行政機関等における母子家庭の母の雇用促進の取組	38 39
3. 就業支援に関する施策等（就業相談・就職支援）	13	6. 生活支援に関する施策	40
ハローワークによる母子家庭の母の職業紹介状況	14	母子家庭等日常生活支援事業	41
マザーズハローワーク事業の概要	15	子育て短期支援事業	42
母子家庭等就業・自立支援事業	16	ひとり親家庭生活支援事業	43
母子自立支援員の配置	22	母子世帯等の住居の状況	45
母子自立支援プログラム策定等事業	23	住居の安定確保	46
4. 就業支援に関する施策等（職業訓練）	26	母子生活支援施設	47
職業訓練メニュー	27	7. 自立を促進するための経済的支援	48
公共職業訓練の実施	28	児童扶養手当	49
自立支援教育訓練給付金事業	29	母子寡婦福祉貸付金	53
高等技能訓練促進費等事業	31	8. 養育費の確保策	57
		9. 各自治体における取組状況	60

1. 生活の状況

世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯	三世代 世帯	その他の 世帯	高齢者 世帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世帯	
		推 計 数 (単位:千世帯)						推 計 数 (単位:千世帯)				(人)
昭和61年	37,544	6,826	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127	2,362	600	115	34,468	3.22
平成元年	39,417	7,866	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	3.10
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.99
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
17	47,043	11,580	10,295	14,609	2,968	4,575	3,016	8,349	691	79	37,924	2.68
18	47,531	12,043	10,198	14,826	3,002	4,326	3,137	8,462	788	89	38,192	2.65
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
20	47,957	11,928	10,730	14,732	3,202	4,229	3,136	9,252	701	94	37,910	2.63
21	48,013	11,955	10,688	14,890	3,230	4,015	3,234	9,623	752	93	37,545	2.62
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320	10,207	708	77	37,646	2.59
23	46,684	11,787	10,575	14,443	3,263	3,436	3,180	9,581	759	96	36,248	2.58
24	48,170	12,160	10,977	14,668	3,348	3,648	3,370	10,241	703	81	37,146	2.57

※ 国民生活基礎調査による。平成7年の数字は兵庫県除く。平成23年の数字は岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成24年の数字は福島県を除く。

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成2年調査	平成7年調査	平成12年調査	平成17年調査	平成22年調査
母子世帯	551,977	529,631	625,904	749,048	755,972
父子世帯	101,705	88,081	87,373	92,285	88,689

※ 国勢調査(各年10月1日現在)による。

※ 「母子(父子)世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯(他の世帯員がいないもの)」世帯数

所得の種類別一世帯当たり平均所得金額

(単位:万円)

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得	世帯人員1 人当たり平 均所得金額
母子世帯	250.1	183.0	11.8	2.0	49.3	4.0	90.4
児童のいる世帯	697.0	626.2	27.1	11.2	25.8	6.8	170.0
全世帯	548.2	409.5	100.7	16.3	8.6	13.2	208.3
高齢者世帯	303.6	59.2	209.8	17.6	2.3	14.6	195.1

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「平成24年国民生活基礎調査」

(注)所得は、平成23年1年間の所得である。(福島県を除く。)

平成22年における年間就労収入の分布について

(単位:%)

	100万円未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
母子世帯	28.6 (31.2)	35.4 (39.1)	20.5 (17.7)	8.7 (5.9)	6.8 (6.1)	181万円 (171万円)
父子世帯	9.5 (4.3)	12.6 (11.8)	21.5 (21.1)	18.8 (17.4)	37.7 (45.3)	360万円 (398万円)

資料:平成23年度全国母子世帯等調査

※()内の数値は、平成17年における年間就労収入の分布

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	223万円	380万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円

資料:平成23年度全国母子世帯等調査

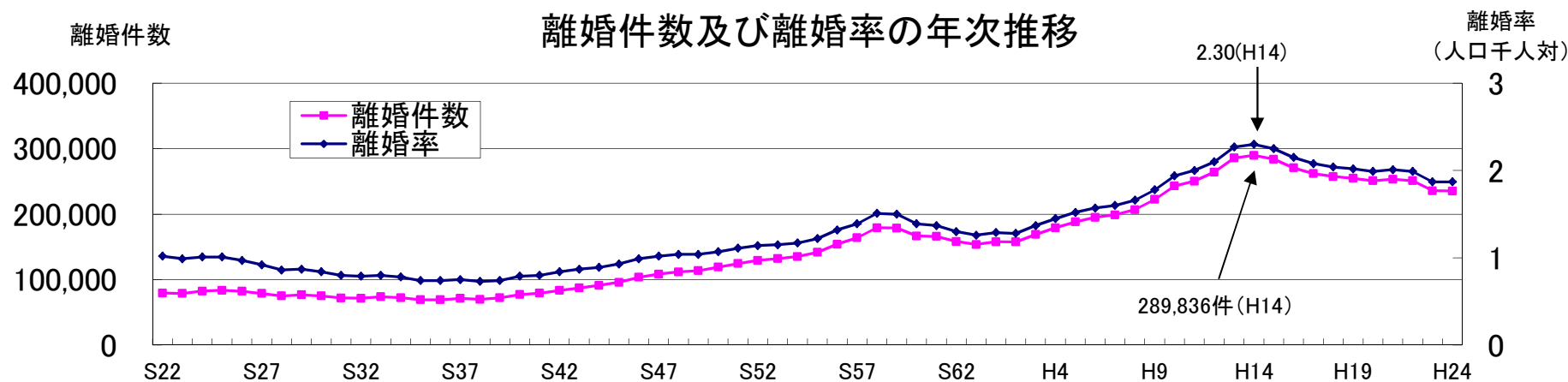
※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯（平成22年国勢調査）
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約124万世帯、父子世帯数は約22万世帯（平成23年度全国母子世帯等調査による推計）
- 児童扶養手当受給者数は約108.3万人（平成24年度末時点、福祉行政報告例）
- 母子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別は約1割、父子世帯になった理由は、離婚が7割死別が約2割
 ※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約23万5千件（平成24年人口動態統計（確定数））
 従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
- 離婚率（人口千対）は1.87。アメリカ（3.6）、イギリス（2.05）、韓国（2.3）フランス（2.04）、ドイツ（2.48）より低く、イタリア（0.90）よりは高い水準。

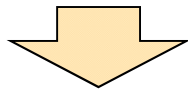


2. 支援施策の体系

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

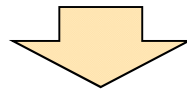
- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。
- 具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



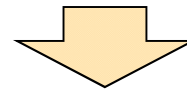
子育て・生活支援

- 母子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣等による子育て・生活支援
- 保育所の優先入所
- 学習ボランティア派遣等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充
など



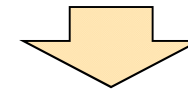
就業支援

- 母子自立支援プログラムの策定等、ハローワーク等との連携によるきめ細かな就職支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
など



養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
など



経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子寡婦福祉資金の貸付
など

母子家庭及び寡婦自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

※なお、平成25年3月1日の「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行以降は、母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象として策定することとなった。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成20年度	45か所 (95.7%)	17か所 (100.0%)	25か所 (64.1%)	135か所 (17.5%)	222か所 (25.4%)
平成21年度	45か所 (95.7%)	18か所 (100.0%)	25か所 (61.0%)	162か所 (20.8%)	250か所 (28.3%)
平成22年度	45か所 (95.7%)	19か所 (100.0%)	26か所 (65.0%)	169か所 (21.6%)	259か所 (29.2%)
平成23年度	46か所 (97.9%)	19か所 (100.0%)	26か所 (63.4%)	176か所 (22.4%)	267か所 (29.9%)
平成24年度	45か所 (95.7%)	20か所 (100.0%)	28か所 (68.3%)	178か所 (22.5%)	271か所 (30.2%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市等における実施割合

母子家庭の母等に対する主な就業支援について(平成25年度)

就業相談・職業紹介等

マザーズハローワーク事業 (173か所)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催

ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (59か所)

- 福祉分野(介護・医療・保育)について担当者制も活用した就業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて福祉人材コーナーの利用勧奨等を実施。

ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施

- 就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施。
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施

就労意欲喚起等支援事業

- 生活保護受給者に対して、就労意欲喚起のためのカウンセリング、就職活動支援、離職防止支援等を行う。

母子自立支援プログラム策定等事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した委託訓練の実施。また、訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練を実施。
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを全国3か所で実施(東京都、大阪府、兵庫県)

職業訓練中のひとり親に対する託児サービスの提供

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。
- 母子家庭等日常生活支援事業の事業提供体制を充実(研修経費、託児場所の借り上げ費用等)し、職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。

在宅就業の支援

- 情報サイトを通じた在宅就業に関する情報の提供
- 在宅就業者に対するスキルアップ支援
- 在宅就業に関する相談対応
- ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方自治体に対しての支援の実施

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等技能訓練促進費等事業

- 2年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
- ・支給額
市町村民非課税世帯月額：100,000円
// 課税世帯月額：70,500円
- ・支給期間
修学する期間の全期間(上限2年)

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講料の2割を支給。

母子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭及び寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者について、給付日数増加
- 解雇等による離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難な場合に給付日数を

再就職手当

- 早期に再就職した場合に支給する再就職手当の給付率の引上げ
給付額：基本手当日額×支給日数×5/10または6/10

受給資格要件の緩和

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者について給付の受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援

助成金

特定求職者雇用開発助成金

- 母子家庭の母等をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成

トライアル雇用奨励金

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワークの紹介により試用雇用(原則3か月)する事業主に対して月額最大4万円を支給

キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。)の企業内のキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して包括的に助成
 - ①正規雇用等転換コース
 - ②人材育成コース
 - ③処遇改善コース
 - ④健康管理コース
 - ⑤短時間正社員コース
 - ⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース
 ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①、⑤の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

両立支援助成金

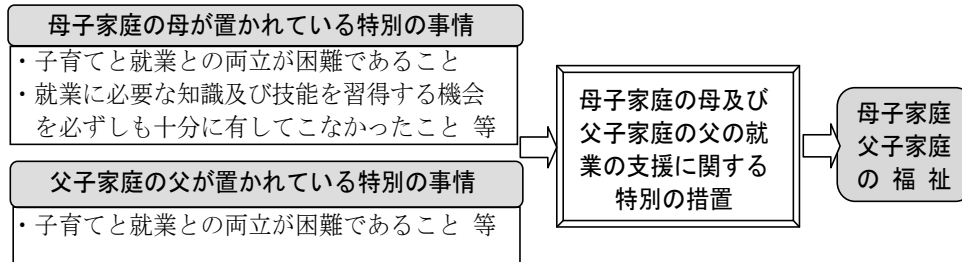
- 仕事と子育て等の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援助成金を支給<両立支援助成金>
 - 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
 - 子育て期短時間勤務支援助成金
 - 中小企業両立支援助成金
 - ①代替要員確保コース
 - ②休業中能力アップコース
 - ③継続就業支援コース
 - ④期間雇用者継続就業支援コース
 ※事業主が女性の活躍促進について取り組むことを宣言し、成果があった場合、支給額に上乗せする(①②④対象)

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

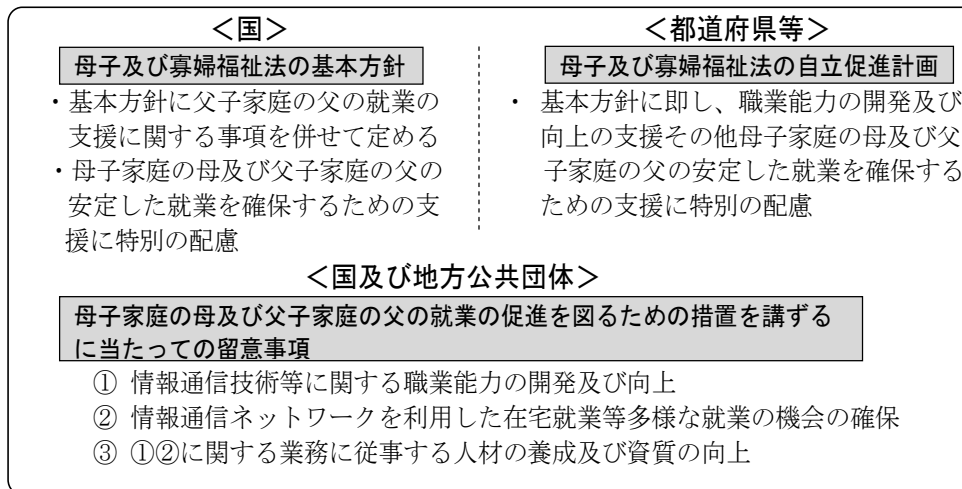
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日
 公布日 平成24年9月14日
 施行日 平成25年3月1日

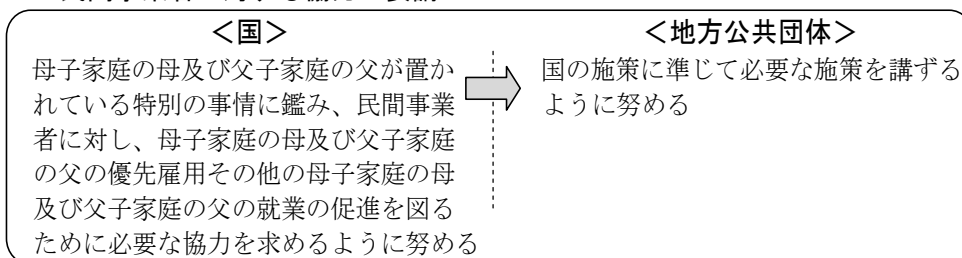
1. 目的



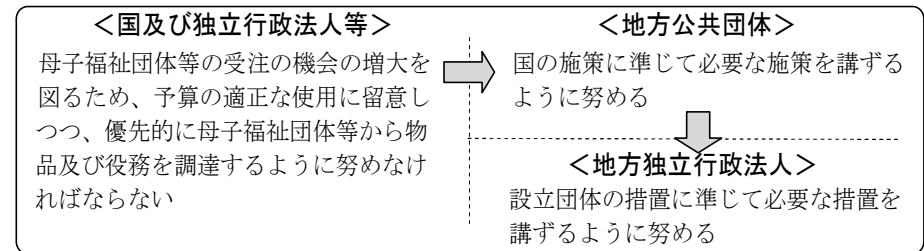
2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



3. 民間事業者に対する協力の要請



4. 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力



5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- その他所要の規定の整備を行う

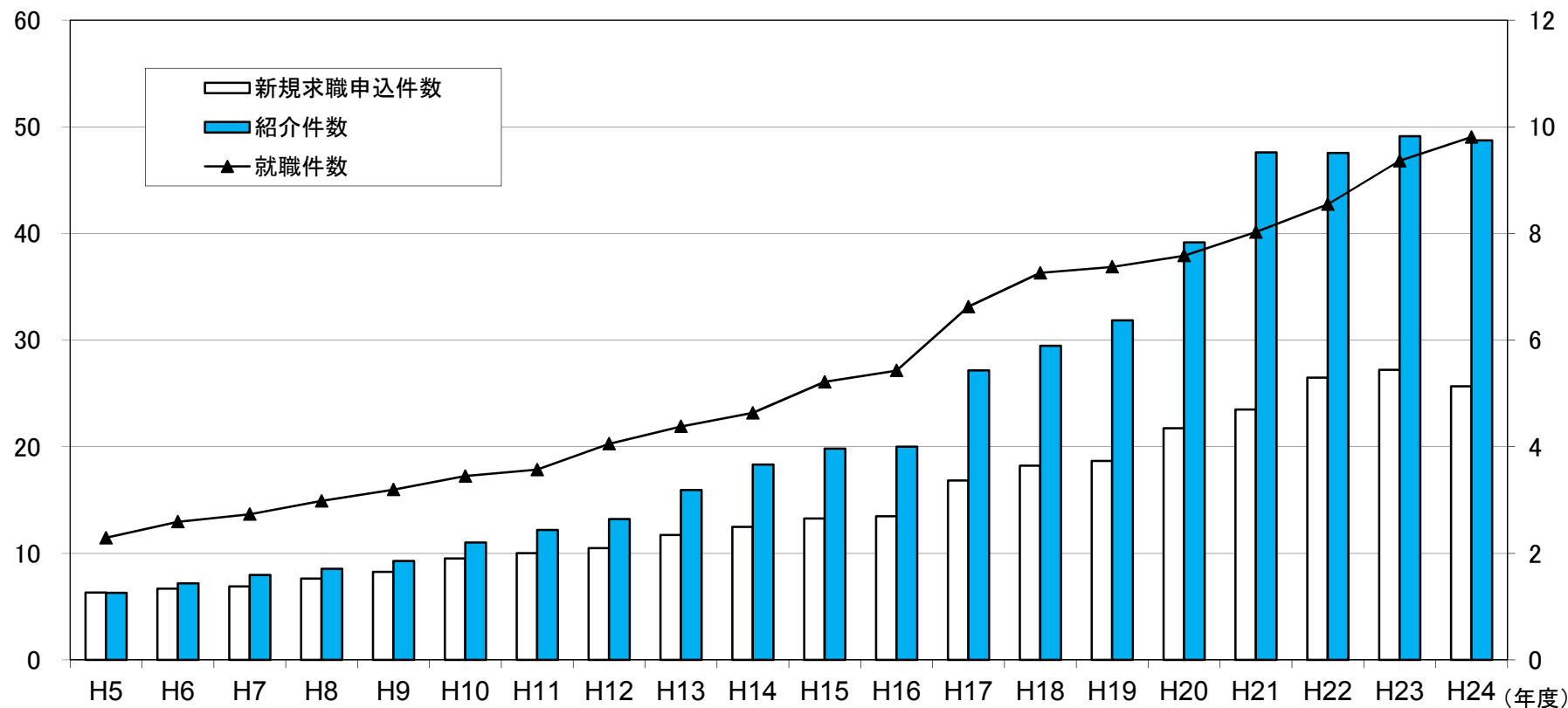
3. 就業支援に関する施策等

(就業相談・就職支援)

ハローワークによる母子家庭の母の職業紹介状況

新規求職申込・
紹介件数(万件)

就職件数(万件)



	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規求職申込み件数	182,345件	186,569件	217,237件	235,020件	264,742件	272,111件	256,719件
紹介件数	294,611件	318,594件	391,551件	475,903件	475,566件	491,240件	487,183件
就職件数	72,604件	73,716件	75,823件	80,247件	85,480件	93,613件	98,077件

資料:厚生労働省職業安定局調べ

マザーズハローワーク事業の概要

概 要

マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国13箇所(札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。
- ※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー(平成19年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(19年度35箇所、20年度60箇所、21年度40箇所、22年度15箇所、23年度5箇所、24年度5箇所の計160箇所)を設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、紹介面接時における一時預かりの実施等による総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

- ・保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等

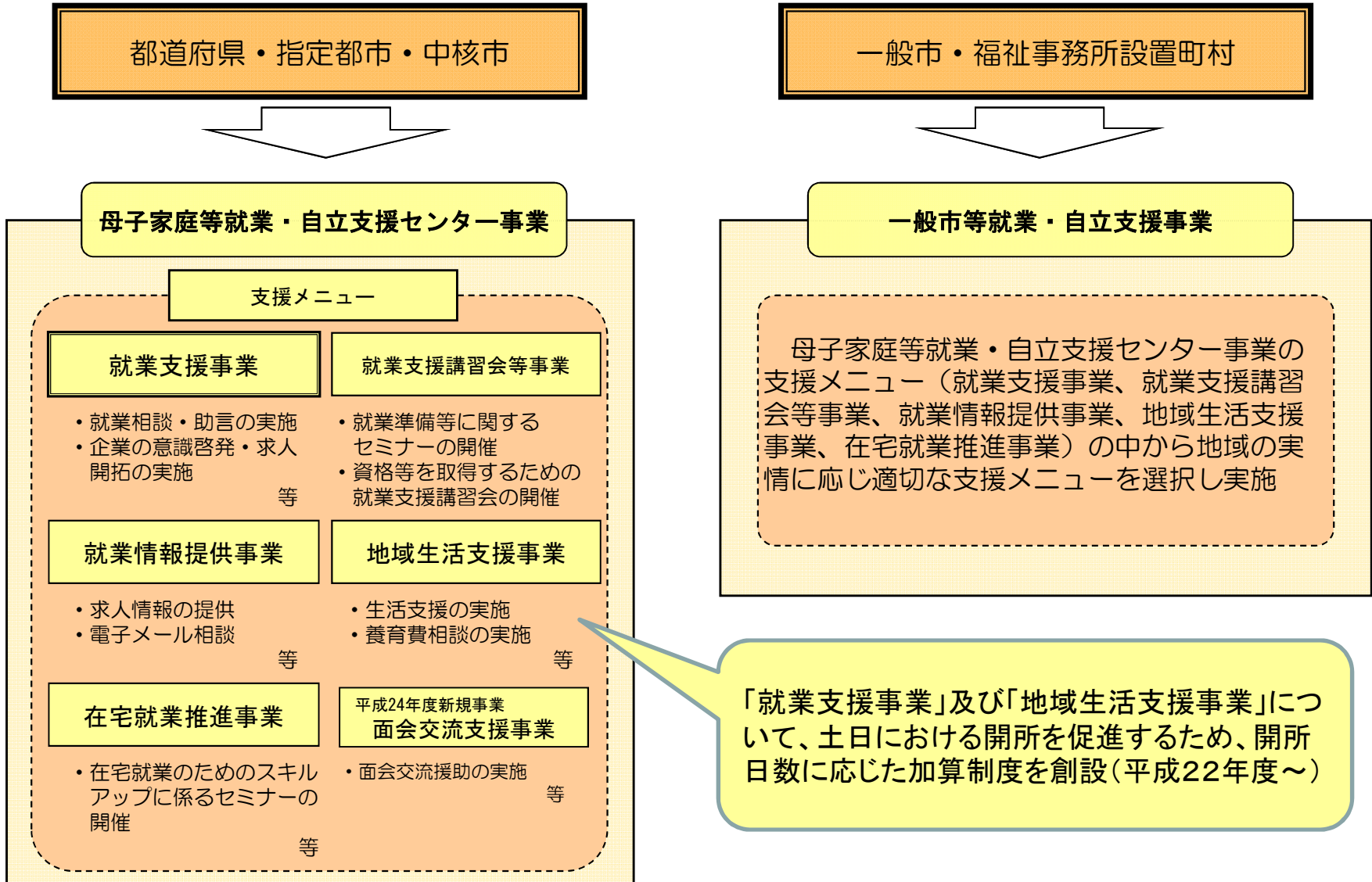
○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規求職申込み件数	130,694件	180,665件	198,481件	208,103件	209,731件
(担当者制による就職支援対象者数)	25,261件	39,483件	48,341件	53,645件	57,470件
就職件数	35,263件	54,532件	63,510件	69,137件	69,413件

母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。



母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成20年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	39か所 (100.0%)	103か所 (100.0%)
平成21年度	47か所 (100.0%)	18か所 (100.0%)	41か所 (100.0%)	106か所 (100.0%)
平成22年度	47か所 (100.0%)	19か所 (100.0%)	40か所 (100.0%)	106か所 (100.0%)
平成23年度	47か所 (100.0%)	19か所 (100.0%)	41か所 (100.0%)	107か所 (100.0%)
平成24年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	107か所 (99.1%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市における実施割合

就業相談の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供している。

また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	14,585件	1,262件	420件	822件	20件
平成20年度	78,405件	5,718件	2,437件	3,117件	164件
平成21年度	90,614件	6,794件	2,938件	3,755件	101件
平成22年度	89,729件	5,748件	2,356件	3,233件	159件
平成23年度	101,575件	6,366件	2,752件	3,440件	174件
平成24年度	99,085件	6,097件	2,573件	3,349件	175件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

就業支援講習会の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の良質に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催している。平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	受講者数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	15,504件	757件	216件	415件	126件
平成20年度	13,414件	1,679件	585件	1,047件	47件
平成21年度	13,798件	1,610件	605件	909件	96件
平成22年度	18,865件	1,481件	498件	938件	45件
平成23年度	16,421件	1,662件	573件	955件	134件
平成24年度	17,750件	1,710件	682件	965件	63件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

就業情報提供事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	情報提供件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	7,256件	653件	207件	415件	31件
平成20年度	66,888件	4,132件	1,863件	2,189件	80件
平成21年度	76,571件	4,703件	2,055件	2,569件	79件
平成22年度	87,606件	4,187件	1,811件	2,312件	64件
平成23年度	102,976件	4,569件	2,045件	2,453件	71件
平成24年度	110,340件	4,534件	1,952件	2,539件	43件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

母子家庭等地域生活支援事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取決めなど生活に密着した様々な法律・経済的問題等について、外部から弁護士等の専門家を招いて特別相談事業を実施している。

また、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決めや支払履行・強制執行に関する相談や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施している。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	相談延べ件数総数	相談内容					
		離婚前の相談	養育費関係の相談	法律問題		子育て・生活支援	その他
				経済的相談	その他		
平成15年度	2,585件	-	577件	678件	746件	263件	321件
平成20年度	4,596件	959件	1,051件	796件	831件	872件	295件
平成21年度	4,235件	1,058件	1,161件	702件	960件	668件	446件
平成22年度	4,381件	1,187件	1,279件	643件	792件	719件	333件
平成23年度	4,481件	1,163件	1,433件	813件	960件	670件	472件
平成24年度	4,833件	1,444件	1,359件	712件	949件	695件	897件

※同一の者が、一度に複数の内容について相談を行った場合は、相談延べ件数総数欄に1件、該当するそれぞれの区分に1件を計上している。

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

母子自立支援員の配置

母子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、自立に向けた総合的支援を行う者である。

母子自立支援員については、都道府県、市及び福祉事務所設置町村に配置されている。

母子自立支援員の配置状況

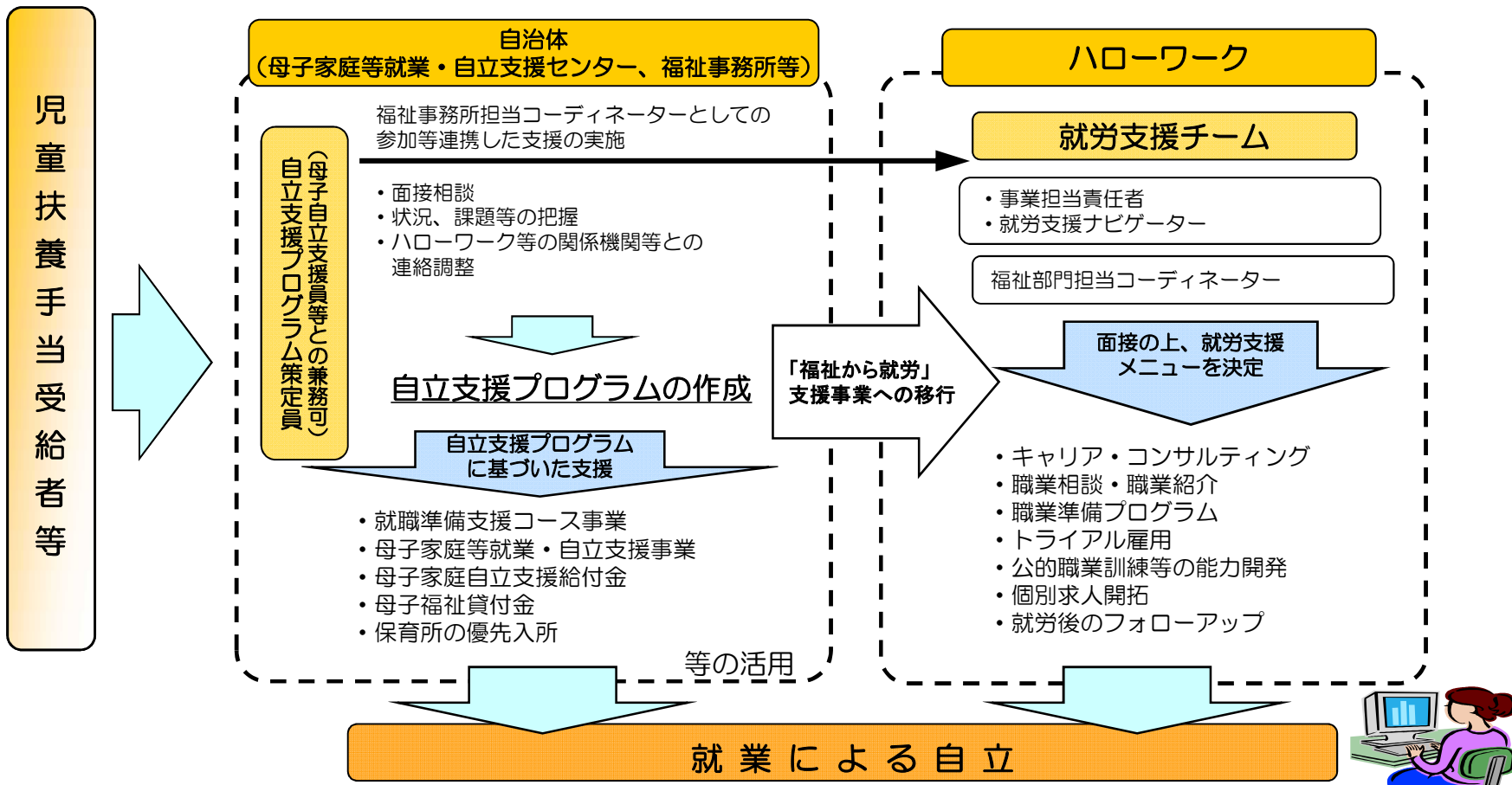
	常勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成20年度	444名	1,109名	1,553名
平成21年度	435名	1,122名	1,557名
平成22年度	437名	1,137名	1,574名
平成23年度	419名	1,182名	1,601名
平成24年度	422名	1,200名	1,622名

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ
(注)各年度末現在。

母子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子自立支援プログラム策定事業を実施している。

また、母子自立支援プログラムの一環としてハローワークに就労支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等の応じたきめ細かな就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を実施している。



母子自立支援プログラム策定等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成20年度	42か所(89.4%)	17か所(100.0%)	34か所(87.2%)	380か所(49.4%)	473か所(54.2%)
平成21年度	42か所(89.4%)	18か所(100.0%)	35か所(85.4%)	371か所(47.7%)	466か所(52.8%)
平成22年度	42か所(89.4%)	19か所(100.0%)	35か所(87.5%)	413か所(52.9%)	509か所(57.4%)
平成23年度	43か所(91.5%)	19か所(100.0%)	39か所(95.1%)	432か所(55.0%)	533か所(59.8%)
平成24年度	40か所(85.1%)	20か所(100.0%)	38か所(92.7%)	463か所(58.6%)	561か所(62.5%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注1)数字はか所数、()内は都道府県、市における実施割合。

(注2)「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである(以下同じ)。

母子自立支援プログラム策定等事業の実績

	自立支援計画書 策定件数	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成20年度	7,162件	4,851件	1,915件	2,656件	280件
平成21年度	7,677件	4,740件	1,841件	2,642件	257件
平成22年度	6,952件	4,315件	1,601件	2,178件	536件
平成23年度	7,179件	4,441件	1,714件	2,151件	576件
平成24年度	7,590件	4,462件	1,820件	2,350件	292件

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

「福祉から就労」支援事業の実施状況(母子家庭の母分)

	①支援対象者		②就職件数		③就職率 (②/①)	
	全体	うち児童扶養手 当受給者	全体	うち児童扶養手 当受給者	全体	うち児童扶養手 当受給者
平成20年度	13,288	3,128	7,153	1,944	53.8%	62.1%
平成21年度	18,226	4,171	9,297	2,365	51.0%	56.7%
平成22年度	21,139	3,909	12,597	2,676	59.6%	68.5%
平成23年度	45,016	9,717	24,522	6,168	54.5%	63.5%
平成24年度	63,658	15,591	39,627	10,983	62.2%	70.4%

資料:厚生労働省職業安定局調べ

※平成20～22年度については、生活保護受給者等就労支援事業の実績である。

4. 就業支援に関する施策等

(職業訓練)

職業訓練メニュー

母子家庭の母等

訓練受講を支援する施策

働いているひと

雇用保険加入者

(加入歴3年未満の者)

雇用保険非加入者

(週20時間未満の短時間労働者など)

働いていないひと

雇用保険受給資格者(離職者など)

雇用保険受給資格者以外

(専業主婦だった者など)

教育訓練給付

厚生労働大臣指定の講座修了後に受講費用の20%を支給(上限10万円)
※初回に限り離職後1年以内の者も対象。

自立支援教育訓練給付金

地方公共団体指定の講座修了後に受講費用の20%を支給(上限10万円)
※働いていないひとも含む

雇用保険の基本手当

公共職業訓練等の全期間中支給
日額: 1,864~7,890円

訓練手当(職業転換給付金)

職業訓練の全期間中支給
日額: 3,530~4,310円
※他に通所手当等あり。

職業訓練受講給付金

求職者支援訓練等の受講期間中の受講手当(月10万円)と通所手当(通所経路に応じた所定額)を支給
※一定の要件あり。

母子家庭の母の特別対策

高等技能訓練促進費

2年以上養成機関で修学する場合に、修業期間の全期間について生活費を支給。
月額: 100,000円
(市町村民税非課税世帯の場合)
<対象資格>
都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの
(例)看護師、理学療法士、作業療法士等
※25年度から父子家庭の父も事業の対象に追加

母子寡婦福祉貸付金

無利子で貸付(保証人有り)

生活資金:
月額: 141,000円
貸付期間: 5年以内
償還期限: 20年以内

技能修得資金:
月額68,000円
貸付期間: 5年以内
償還期限: 20年以内

公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしている。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用対策法に基づき、訓練手当が支給される。

雇用対策法に基づく訓練手当の支給人数

(雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受給件数	1,011件	1,021件	970件	837件	677件	675件

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立を促進するため、平成15年度から、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部（受講料の2割相当額（4千円を超える場合。上限10万円））を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

※なお、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所(74.5%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	116か所(17.6%)	158か所(21.0%)
平成20年度	47か所(100.0%)	17か所(100.0%)	38か所(97.4%)	672か所(87.3%)	774か所(88.7%)
平成21年度	47か所(100.0%)	18か所(100.0%)	40か所(97.6%)	690か所(88.8%)	795か所(90.0%)
平成22年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	40か所(100.0%)	694か所(88.9%)	800か所(90.2%)
平成23年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	41か所(100.0%)	696か所(88.7%)	803か所(90.0%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	715か所(90.5%)	823か所(91.6%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

自立支援教育訓練給付金事業の実績

<支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成20年度	4,891件	2,237件	1,806件
平成21年度	5,145件	2,463件	2,145件
平成22年度	4,052件	1,830件	1,537件
平成23年度	3,613件	1,571件	1,159件
平成24年度	3,922件	1,828件	1,234件

<就業実績>

	総数			
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	89件	27件	57件	5件
平成20年度	1,096件	347件	615件	134件
平成21年度	1,282件	358件	750件	174件
平成22年度	880件	315件	538件	27件
平成23年度	682件	242件	416件	24件
平成24年度	880件	280件	568件	32件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母が経済的な自立に効果的な資格の取得により児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、平成15年度から、養成機関で2年以上修学する場合に、高等技能訓練促進費を支給する事業を実施している。

実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

※なお、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

高等技能訓練促進費等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所(61.7%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	91か所(13.8%)	127か所(16.9%)
平成20年度	46か所(97.9%)	17か所(100.0%)	34か所(87.2%)	552か所(71.7%)	649か所(74.3%)
平成21年度	46か所(97.9%)	18か所(100.0%)	40か所(97.6%)	618か所(79.5%)	722か所(81.8%)
平成22年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	39か所(97.5%)	670か所(85.8%)	775か所(87.4%)
平成23年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	40か所(97.6%)	700か所(89.2%)	806か所(90.4%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	711か所(90.0%)	819か所(91.2%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

高等技能訓練促進費等事業の実績

<支給実績等>

	支給件数	資格取得者件数
平成20年度	2,099件	1,544件
平成21年度	5,230件	1,590件
平成22年度	7,969件	2,114件
平成23年度	10,287件	3,016件
平成24年度	9,582件	3,821件

<就業実績>

	総数			
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	128件	112件	13件	3件
平成20年度	1,291件	1,054件	182件	55件
平成21年度	1,332件	1,124件	162件	46件
平成22年度	1,714件	1,519件	177件	18件
平成23年度	2,442件	2,129件	280件	33件
平成24年度	3,079件	2,739件	303件	37件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局

5. 就業支援に関する施策等

(雇用・就業機会の増大)

特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等及び父子家庭の父の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

支給額(平成24年度)

対象労働者(一般被保険者)	助成金		助成期間
	大企業	中小企業	
①母子家庭の母等及び父子家庭の父 (短時間労働者除く)	50万円	90万円	1年
②母子家庭の母等及び父子家庭の父 (短時間労働者)	30万円	60万円	1年

支給実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支給件数	22,463件	22,983件	25,575件	26,783件	29,540件	31,509件
支給額	59億円	61億円	74億円	98億円	109億円	116億円

トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等及び父子家庭の父は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等及び父子家庭の父がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるためのトライアル雇用制度（月額最大4万円（最長3か月間）を事業主に支給）を母子家庭の母等及び父子家庭の父に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

トライアル雇用開始人数(母子家庭の母等及び父子家庭の父)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
323人	327人	290人	219人	149人	155人	145人	43人

たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第3項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、平成24年度において、本特例を適用して12件の新規許可を行った。

通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

	繁華街(A)	繁華街(B)	市街地	住宅地(A)	住宅地(B)
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
許可件数	24件	17件	6件	7件	12件

資料：財務省理財局調べ

母子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母の就業機会の増大を図るためには、母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等を通じて、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において母子家庭の自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子福祉団体に運営委託される例が多く、平成24年度には80地方公共団体において委託されている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
自治体数	35	69	74	80	82	80

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成24年度には母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる8企業などを表彰した。

◎ 社会福祉法人吾郷会（島根県美郷町）

◎ 公益財団法人豊郷病院（滋賀県豊郷町）

◎ 社会福祉法人偕恵園特別養護老人ホーム
椿寿（神奈川県横浜市）

◎ 有限会社日和（富山県富山市）

◎ 医療法人正恵会（青森県おいらせ町）

◎ 特定医療法人社団朋友会（神奈川県横浜市）

◎ 医療法人成悠会（徳島県小松島市）

◎ 医療法人財団北聖会（富山県富山市）

（50音順）

【厚生労働省ホームページより】
ホームページアドレス:

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xw3h.html>

行政機関等における母子家庭の母の雇用促進の取組

平成15年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

こうした取組みにより、平成24年度において、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には45名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は12名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は33名）が採用されており、地方公共団体及び関係団体には430名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は131名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は299名）が採用されている。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国の機関	59名	57名	39名	63名	45名
1日8時間週5日勤務	18名	30名	22名	25名	12名
上記に満たない者	41名	27名	17名	38名	33名
地方公共団体及び関係団体	432名	390名	329名	498名	430名
1日8時間週5日勤務	143名	155名	135名	192名	131名
上記に満たない者	289名	235名	194名	306名	299名

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

6. 生活支援に関する施策

母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う母子家庭等日常生活支援事業を実施している。

母子家庭等日常生活支援事業の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定都市	17か所 (100.0%)	17か所 (94.4%)	18か所 (94.7%)	18か所 (94.7%)	19か所 (95.0%)
中核市	27か所 (69.2%)	26か所 (63.4%)	26か所 (65.0%)	25か所 (61.0%)	23か所 (56.1%)
一般市・町村	1,004か所 (57.6%)	956か所 (55.5%)	941か所 (55.5%)	928か所 (55.0%)	926か所 (55.5%)
合計	1,048か所 (58.2%)	999か所 (55.5%)	985か所 (56.1%)	971か所 (55.6%)	968か所 (55.4%)

母子家庭等日常生活支援事業の実績

区分	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計
実件数	3,884件	282件	4,166件	4,523件	297件	4,820件	5,143件	465件	5,608件	4,511件	316件	4,827件	4,102件	353件	4,455件
延べ件数	29,673件	6,850件	36,523件	42,004件	10,077件	52,081件	34,315件	7,495件	41,810件	37,141件	7,832件	44,973件	43,603件	8,247件	51,850件

子育て短期支援事業

母子家庭及び父子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	355か所	592か所	610か所	614か所	651か所	672か所

- ※ 平成24年度は交付決定ベース
- ※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	107か所	311か所	327か所	329か所	354か所	363か所

- ※ 平成24年度は交付決定ベース
- ※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

ひとり親家庭生活支援事業

目的・概要

ひとり親家庭は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、ひとり親家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、ひとり親家庭の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業を実施している。

(1)ひとり親家庭相談支援事業

ひとり親家庭は、平日や日中に就業や子育てを抱えており、また健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうしたひとり親家庭が直面する課題に対応するため相談支援を実施する。

(2)生活支援講習会等事業

ひとり親家庭が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を開催する。

(3)児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員（ホームフレンド）を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

(4)学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学への意欲が低下したり、十分な教育を受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねない。

このため、ひとり親家庭の児童等の学習を支援したり、児童等から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童等の家庭に派遣する。

(5)ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

ひとり親家庭生活支援事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成20年度	10か所 (58.8%)	15か所 (38.5%)	739か所 (42.4%)	764か所 (42.2%)
平成21年度	11か所 (61.1%)	16か所 (39.0%)	755か所 (43.2%)	783か所 (43.3%)
平成22年度	13か所 (68.4%)	15か所 (37.5%)	770か所 (45.4%)	798か所 (45.4%)
平成23年度	13か所 (68.4%)	14か所 (34.1%)	765か所 (45.3%)	792か所 (45.3%)
平成24年度	15か所 (75.0%)	11か所 (26.8%)	787か所 (47.2%)	813か所 (46.5%)

ひとり親家庭生活支援事業の実績

	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭相談支援事業	—	—	—	—	—	—	9,056件	136件	9,192件	11,548件	142件	11,690件	11,718件	159件	11,877件
健康支援事業	609件	0件	609件	595件	0件	595件	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土日・夜間電話相談事業	3,892件	31件	3,923件	3,532件	25件	3,557件	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活支援講習会等事業	14,943件	40件	14,983件	13,020件	64件	13,084件	14,758件	94件	14,852件	19,278件	61件	19,339件	17,271件	62件	17,333件
児童訪問援助事業	804件	209件	1,013件	981件	95件	1,076件	867件	87件	954件	821件	79件	900件	676件	96件	772件
学習支援ボランティア事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	638件	0件	638件
ひとり親家庭情報交換事業	443回			503回			441回			495回			435回		

平成22年度より健康支援事業、土日・夜間電話相談事業をひとり親家庭相談支援事業に組み替え
平成24年度より学習支援ボランティア事業(新規)を実施

母子世帯等の住居の状況

母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家	借家等			同居	その他
			公営住宅	公社・公団住宅	借家		
母子世帯	1,648 (100.0%)	491 (29.8%)	299 (18.1%)	42 (2.5%)	537 (32.6%)	181 (11.0%)	98 (5.9%)
父子世帯	561 (100.0%)	375 (66.8%)	27 (4.8%)	7 (1.2%)	85 (15.2%)	44 (7.8%)	23 (4.1%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成23年度)
 ※全国母子世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

(参考) 普通世帯の住居の状況

(単位：千世帯)

普通世帯 (a+b+c)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b)	住宅以外 の建物に居 住 (c)
			公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅		
			49,804.4 (100.0%)	49,598.3 (99.6%)	30,316.1 (61.1%)	2,088.9 (4.2%)		

普通世帯：住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯：1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成20年)より家庭福祉課作成

住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、住居の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。このため以下の措置を実施している。

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

(2) 都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理する賃貸住宅において、子育て世帯（妊娠している方、また現に同居する満20歳未満の子（「子」には孫、甥、姪等の親族を含む）を扶養している方を含む世帯）等に対し、新規募集（抽選）における倍率優遇、空家募集（先着順）における優先申込期間の設定等の措置を行っている。

(3) 民間賃貸住宅

国においては、地方公共団体等が連携して居住支援協議会を組織し、子育て世帯等の民間賃貸住宅への入居の円滑化のために行う取組みを支援している。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民間事業者によって家賃債務保証が実施されているほか、子育て世帯等の入居を敬遠しない賃貸住宅について、財団法人高齢者住宅財団において家賃債務保証が実施されているところである。

(4) 雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等が、就職若しくは就職が内定している又はハローワークにおいて求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としている。

母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設である。

施設数及び入所世帯数

	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
施設数	287施設	278施設	272施設	269施設	269施設	256施設
入所世帯数	4,366世帯	4,028世帯	4,002世帯	3,850世帯	4,218世帯	3,861世帯

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」（各年度末）

母子生活支援施設の入所理由別入所状況

（単位：世帯）

入所理由	総数						
	夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	その他	
平成15年度	2,552 (100.0%)	1,106 (43.3%)	511 (20.0%)	539 (21.1%)	210 (8.2%)	82 (3.2%)	104 (4.1%)
平成20年度	2,144 (100.0%)	1,095 (51.0%)	431 (20.1%)	357 (16.7%)	161 (7.5%)	66 (3.1%)	34 (1.6%)
平成21年度	2,269 (100.0%)	1,227 (54.1%)	411 (18.1%)	363 (16.0%)	159 (7.0%)	66 (2.9%)	43 (1.9%)
平成22年度	2,353 (100.0%)	1,263 (53.7%)	454 (19.3%)	347 (14.7%)	159 (6.8%)	79 (3.4%)	51 (2.1%)
平成23年度	2,589 (100.0%)	1,452 (56.1%)	454 (17.5%)	373 (14.4%)	182 (7.0%)	55 (2.1%)	73 (2.8%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」

7. 自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当制度の概要

1. 目的 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）
2. 支給対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。
3. 支給要件 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。 ※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、父又は母の配偶者に養育されるとき、公的年金等の給付を受けることができるとき等は支給されない。
4. 平成24年度手当額 ・児童1人の場合 全部支給：41,430円 一部支給：41,420円から9,780円まで ・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円
5. 所得制限限度額(収入ベース) ・本人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円 ・扶養義務者(6人世帯) : 610.0万円
6. 受給状況 ・平成25年3月末現在の受給者数 1,083,317人（母：986,670人、父：64,784人、養育者：31,863人）
7. 予算額（国庫負担分） [24年度予算額] 1,768.9億円
8. 手当の支給主体及び費用負担 ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3 ※昭和60年7月以前の既認定者(経過措置対象者：平成24年3月末現在183人)の支給主体は国(費用負担：国 10/10)となっている。

児童扶養手当受給者数の推移

○平成24年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯
		離婚	その他				
母子世帯	986,670 (100.0%)	877,162 (88.9%)	1,513 (0.2%)	7,863 (0.8%)	92,270 (9.4%)	4,767 (0.5%)	3,095 (0.3%)
父子世帯	64,784 (100.0%)	56,451 (87.1%)	38 (0.1%)	6,083 (9.4%)	592 (0.9%)	1,384 (2.1%)	236 (0.4%)
その他の世帯※	31,863						
計	1,083,317						

※その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

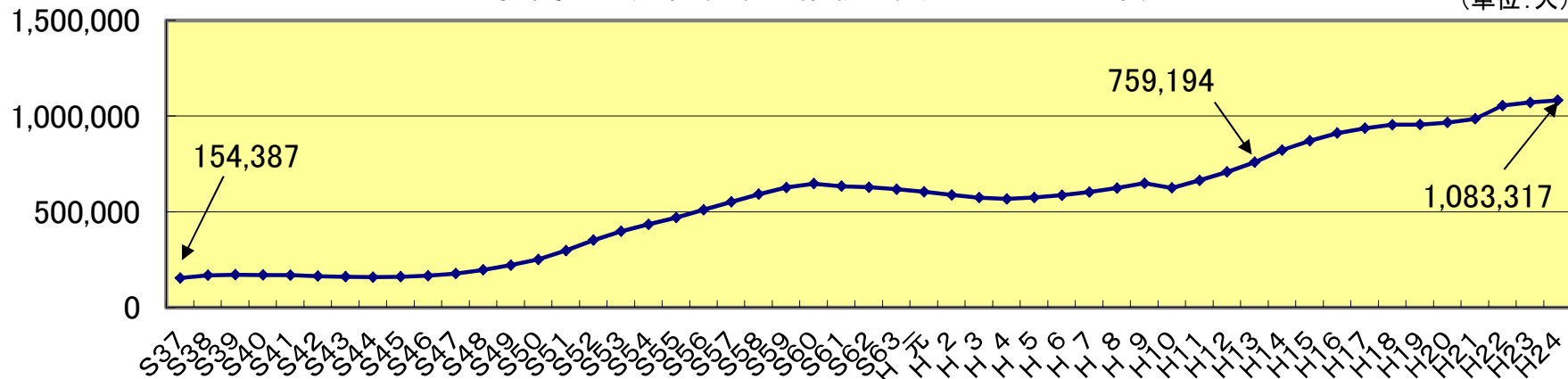
○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成13年度末は759,194人、平成24年度末は1,083,317人となっている。

(平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大)

○平成24年度末において、全部支給者は623,214人(57.5%)、一部支給者は460,103人(42.5%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成24度)

(単位:人)



児童扶養手当受給者の状況

(各月末現在)(単位:人)

	受給者	世帯類型別														その他 の世帯
		母子世帯							父子世帯							
		総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	総数	生別父子世帯		死別 父子世帯	未婚の 父子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	
			離婚	その他						離婚	その他					
平成23年 4月	1 059 118	973 119	871 275	1 532	8 341	85 800	2 637	3 534	56 328	49 945	20	5 366	460	314	223	29 671
5月	1 067 751	980 250	877 704	1 538	8 393	86 263	2 798	3 554	57 567	50 919	21	5 474	484	439	230	29 934
6月	1 076 377	987 471	884 171	1 531	8 463	86 752	2 987	3 567	58 688	51 793	27	5 582	485	565	236	30 218
7月	1 084 594	994 433	890 293	1 509	8 551	87 276	3 247	3 557	59 803	52 649	26	5 716	505	670	237	30 358
8月	1 090 280	999 306	894 343	1 516	8 621	87 792	3 466	3 568	60 537	53 186	22	5 832	511	744	242	30 437
9月	1 094 079	1 002 595	897 113	1 511	8 686	88 075	3 664	3 546	60 845	53 396	39	5 811	524	832	243	30 639
10月	1 097 853	1 005 840	899 955	1 478	8 729	88 254	3 887	3 537	61 021	53 470	27	5 813	543	928	240	30 992
11月	1 104 801	1 011 791	905 109	1 472	8 810	88 826	4 045	3 529	61 644	53 932	43	5 885	538	1 005	241	31 366
12月	1 109 831	1 015 977	908 988	1 567	8 834	88 914	4 158	3 516	62 389	54 551	35	5 960	545	1 053	245	31 465
平成24年 1月	1 114 806	1 020 084	912 764	1 567	8 878	89 025	4 327	3 523	63 081	55 063	73	6 026	565	1 108	246	31 641
2月	1 121 778	1 026 111	918 071	1 567	8 948	89 622	4 364	3 539	63 814	55 713	41	6 118	569	1 126	247	31 853
3月	1 070 211	977 578	871 781	1 423	8 135	88 625	4 281	3 333	61 594	53 829	40	5 788	570	1 128	239	31 039
4月	1 083 479	989 120	882 015	1 272	8 208	89 918	4 348	3 359	63 143	55 218	44	5 903	574	1 152	252	31 216
5月	1 090 959	995 716	888 031	1 262	8 269	90 361	4 428	3 365	63 870	55 853	48	5 965	573	1 177	254	31 373
6月	1 099 395	1 003 291	894 826	1 385	8 322	90 839	4 488	3 431	64 574	56 447	61	6 027	572	1 213	254	31 530
7月	1 106 732	1 009 804	900 682	1 384	8 407	91 379	4 553	3 399	65 311	57 099	44	6 093	583	1 241	251	31 617
8月	1 112 240	1 014 476	904 925	1 410	8 459	91 693	4 605	3 384	65 781	57 522	41	6 123	578	1 270	247	31 983
9月	1 115 887	1 017 756	907 825	1 477	8 505	91 938	4 654	3 357	66 032	57 742	51	6 136	581	1 274	248	32 099
10月	1 119 133	1 020 730	910 516	1 544	8 554	92 084	4 710	3 322	66 004	57 692	39	6 144	585	1 294	250	32 399
11月	1 126 175	1 026 720	916 065	1 462	8 603	92 480	4 796	3 314	66 410	57 993	37	6 209	592	1 340	239	33 045
12月	1 130 454	1 030 491	919 410	1 650	8 678	92 601	4 857	3 295	66 906	58 397	42	6 264	596	1 366	241	33 057
平成25年 1月	1 135 145	1 034 423	923 224	1 533	8 720	92 735	4 894	3 317	67 359	58 743	34	6 333	610	1 384	255	33 363
2月	1 141 115	1 039 647	927 838	1 533	8 779	93 208	4 962	3 327	67 839	59 136	38	6 390	606	1 421	248	33 629
3月	1 083 317	986 670	877 162	1 513	7 863	92 270	4 767	3 095	64 784	56 451	38	6 083	592	1 384	236	31 863

注) 東日本大震災の影響により、以下を除いて集計した数値を掲載している。

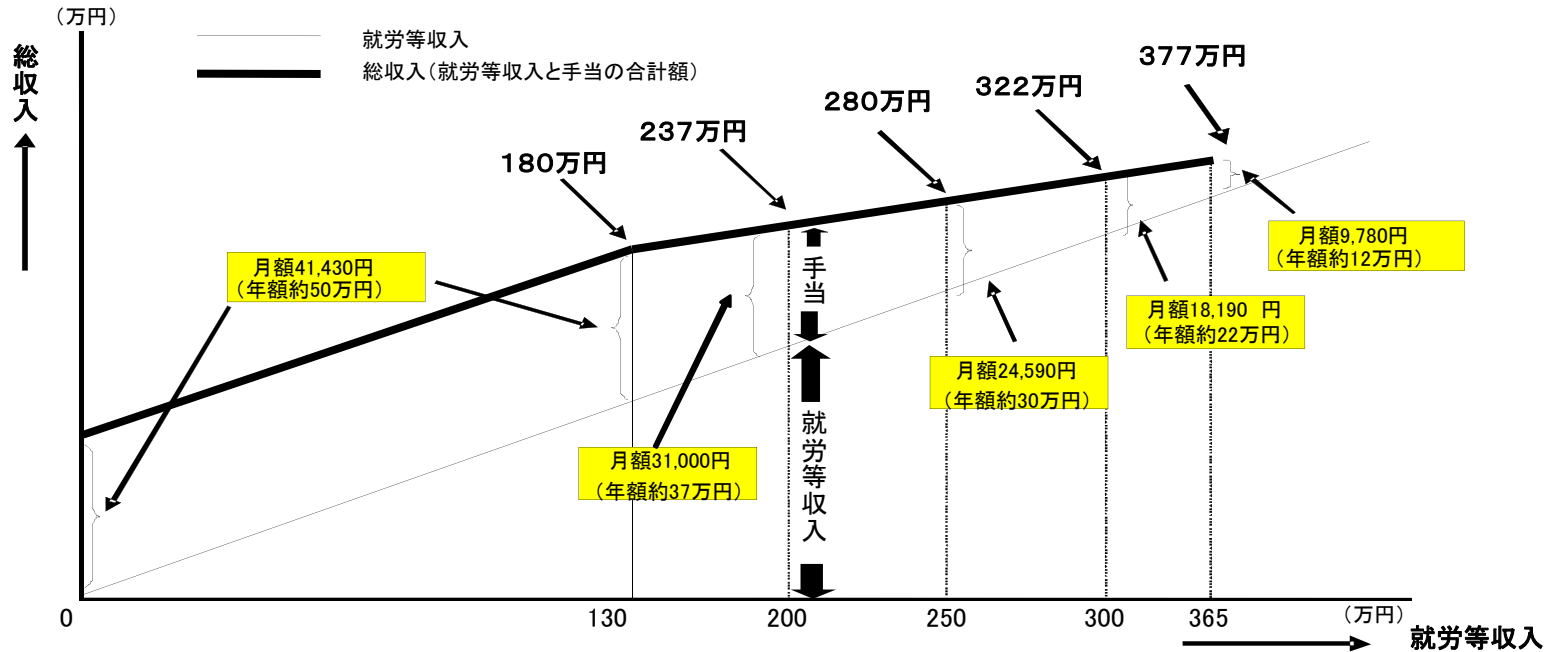
- ・平成23年4月分～7月分は盛岡市以外の岩手県、郡山市及びいわき市以外の福島県、仙台市
- ・平成23年8月分～12月分は盛岡市以外の岩手県、郡山市及びいわき市以外の福島県
- ・平成24年1月分～平成24年3月分は郡山市及びいわき市以外の福島県

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得（収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出）と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○平成24年4月 手当額の例（手当受給者と子1人の家庭の場合）



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円（92万円）	192万円（311.4万円）
1人	57万円（130万円）	230万円（365万円）
2人	95万円（171.7万円）	268万円（412.5万円）
3人	133万円（227.1万円）	306万円（460万円）
4人	171万円（281.4万円）	344万円（507.5万円）
5人	209万円（335.7万円）	382万円（555万円）

※（ ）内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。52

母子及び寡婦福祉法に基づく母子寡婦福祉貸付金の概要

目的

母子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金
・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子福祉団体 等
- ② 寡婦福祉資金
・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

貸付条件等

- ・利 子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

貸付実績(平成23年度)

- ・母子福祉貸付金 23,485百万円(48,471件)
- ・寡婦福祉貸付金 770百万円(1,274件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

母子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成25年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率	
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000円 団体 4,260,000円		1年	7年以内	<母子・寡婦> (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% <母子福祉団体> 無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000円 団体 1,420,000円		6ヶ月	7年以内	<母子・寡婦> (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% <母子福祉団体> 無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	※私立の限度額を例示、()内の数値は、一般分限度額 高校、専修学校(高等課程) (自宅)月額(30,000)45,000円 (自宅外)月額(35,000)52,500円 大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) (自宅)月額(54,000)81,000円 (自宅外)月額(64,000)96,000円 専修学校(一般課程) 月額(31,000)46,500円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合児童を連帯借受人とする。 (連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円(12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 320,000円		1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5% ※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く)寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
生活資金	母子家庭の母 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になって間もない(7年未満)母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)物価の影響を受けている母子家庭の安定した生活を支える観点から、当面、3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得)20年以内 (医療又は介護)5年以内 (生活安定貸付)8年以内 (失業)5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500円 中学校 46,100円 国公立高校 160,000円 修業施設等 100,000円 私立高校 420,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 590,000円		6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%

8. 養育費の確保策

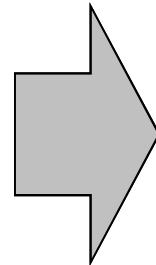
養育費相談支援センター事業について

目指すべき方向

- 養育費の取り決め率の増
- 養育費の受給率の増



- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長



養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

《養育費の相談支援の仕組み》



養育費相談支援センター (委託先: (社) 家庭問題情報センター)

- 養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供
→ホームページへの掲載、パンフレットの作成
- 地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のためのプログラム作成と研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援
(困難事例への支援)
- 母子家庭等に対する電話・メールによる相談

・研修
・サポート

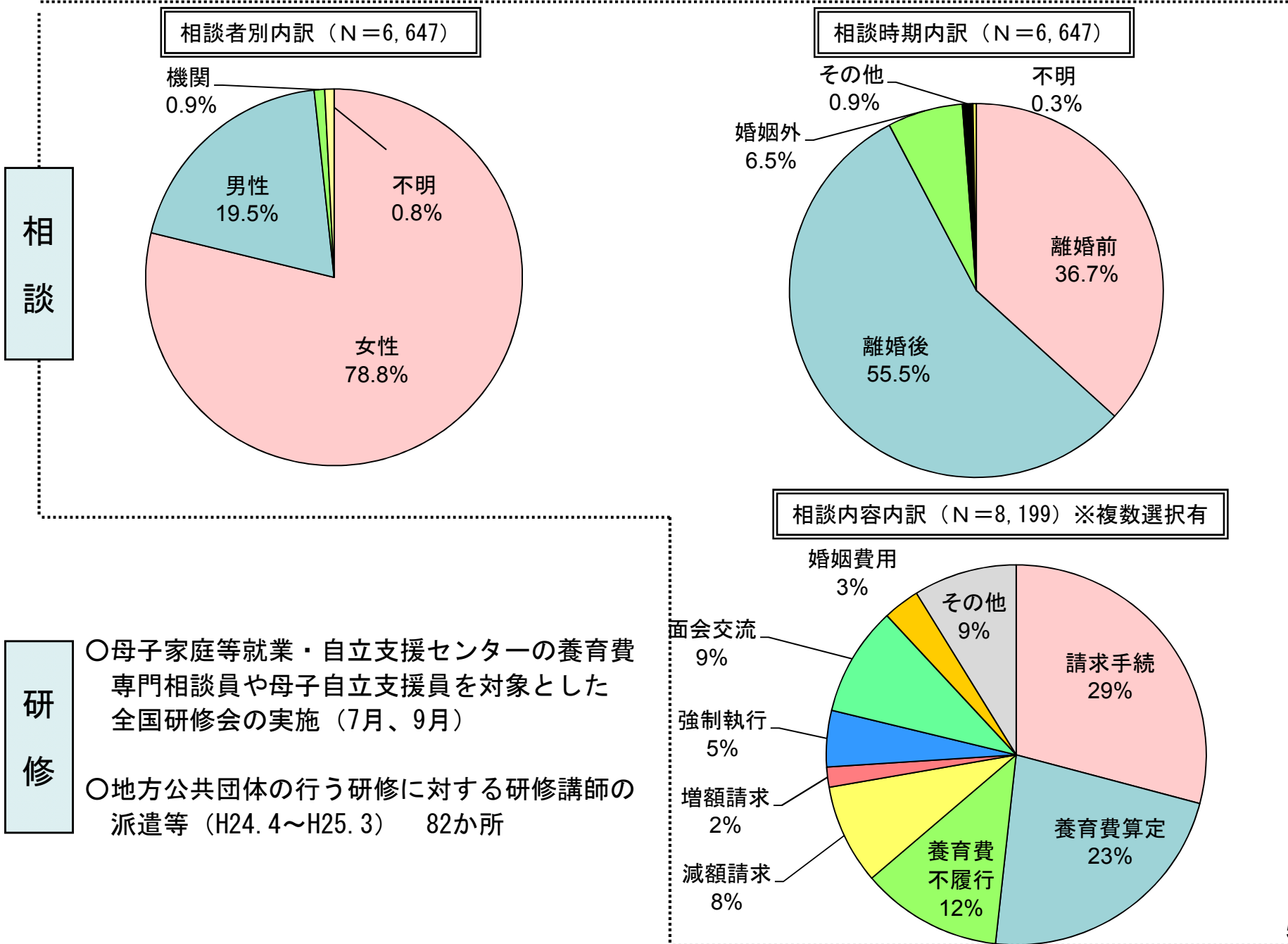
・困難事例
の相談

母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催

養育費相談支援センター 電話相談: 0120-965-419 (携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108
[相談時間: 月~土(年末年始、祭日を除く) 10:00~20:00]

養育費相談支援センターにおける相談実績等(H24.4~H25.3)



9. 各自治体における取組状況

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成24年度実績)

		都道府県						市等							
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
北海道・東北ブロック	1北海道	◎	◎	◎	◎	◎		札幌市、旭川市、夕張市、千歳市、石狩市、稚内市、帯広市、釧路市(8/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、帯広市、釧路市、室蘭市(4/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(30/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(29/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、名寄市、砂川市、深川市(左記以外の市在住者分は道の事業対象に含め実施)(35/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、赤平市、深川市、室蘭市、知内町、名寄市、富良野市、北見市、釧路市(16/179)	札幌市、名寄市(2/179)
	2青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	青森市、五所川原市(2/10)	青森市(1/1)	(0/9)	青森市、弘前市、八戸市、むつ市、十和田市(5/10)	青森市(1/10)	青森市、弘前市(2/10)	青森市(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/40)
	3岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	盛岡市、大船渡市、釜石市(3/13)	盛岡市(1/1)	(0/12)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市(13/13)	盛岡市、宮古市、大船渡市・花巻市・北上市・久慈市・一関市・陸前高田市・釜石市・二戸市・八幡平市・奥州市(12/13)	盛岡市、宮古市、釜石市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/35)
	4宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	仙台市、気仙沼市(2/13)	仙台市(1/1)	(0/12)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市(11/13)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、塩竈市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市(13/13)	仙台市(1/13)	仙台市、塩竈市、名取市(3/35)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

	都道府県								市等							
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業				
北海道・東北ブロック	5秋田県	○	◎	◎	◎				秋田市、にかほ市(2/13)	秋田市(1/1)	大仙市、北秋田市、にかほ市(3/12)	秋田市能代市、大館市、由利本荘市、湯上市、大仙市、仙北市、北秋田市、にかほ市、湯沢市(10/13)	秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、にかほ市(8/13)	秋田市(1/13)	大館市、湯上市、大仙市、仙北市、にかほ市(5/25)	(0/25)
	6山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	尾花沢市(1/13)	-	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市(9/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市(11/13)	(0/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	鶴岡市(県内の市等在住者分を県の事業対象に含め実施)(35/35)
	7福島県	◎	◎	◎	◎	◎			郡山市、いわき市(2/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/11)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/59)	(0/59)
関東ブロック	8茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	日立市、鹿嶋市(2/32)	-	(0/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	水戸市、日立市、土浦市、古河市、結城市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、桜川市(17/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)
	9栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(11/14)	宇都宮市(1/1)	(0/13)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市(宇都宮市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(26/26)	(0/26)	

	都道府県							市 等							
	母子家庭及び 寡婦自立促進 計画	母子家庭等 就業・自立支 援センター事 業	自立支援 給付金事業		母子 自立 支援 プ ロ グ ラ ム 策 定 等 事 業	母子 家庭 等 日 常 生 活 支 援 事 業	ひとり 親 家 庭 生 活 支 援 事 業	母子家庭及び寡 婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援 プログラム 策定等事業	母子家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭生活 支援事業
			自立 支援 教 育 訓 練 給 付 金 事 業	高 等 技 能 訓 練 促 進 費 等 事 業					母子家庭等 就業・自立支 援センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等技能訓練 促進費等事業			
関東ブロック	10群馬県	◎	◎	◎	◎	◎		沼田市(1/12)	前橋市、高崎市 (2/2)	(0/10)	前橋市、高崎市、 桐生市、伊勢崎 市、太田市、沼田 市、館林市、渋川 市、藤岡市、富岡 市、安中市、みど り市(12/12)	前橋市、高崎市、 桐生市、伊勢崎 市、太田市、沼田 市、館林市、渋川 市、藤岡市、富岡 市、安中市、みど り市(12/12)	前橋市、高崎市、 桐生市、伊勢崎 市、藤岡市(左記 以外の市在住者 については県の 事業対象に含め 実施)(12/12)	(0/35)	(0/35)
	11埼玉県	○	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越 市、熊谷市、川口 市、行田市、秩父 市、所沢市、加須 市、本庄市、東松 山市、春日部市、 狭山市、羽生市、 鴻巣市、深谷市、 上尾市、草加市、 越谷市、蕨市、戸 田市、入間市、朝 霞市、志木市、和 光市、新座市、桶 川市、久喜市、北 本市、八潮市、富 士見市、三郷市、 蓮田市、坂戸市、 幸手市、日高市、 吉川市、白岡市 (36/39)	さいたま市、川越 市(2/2)	(0/38)	さいたま市、川越 市、熊谷市、川口 市、行田市、秩父 市、所沢市、飯能 市、加須市、本庄 市、東松山市、春 日部市、狭山市、 羽生市、鴻巣市、 深谷市、上尾市、 草加市、越谷市、 蕨市、戸田市、入 間市、朝霞市、志 木市、和光市、新 座市、桶川市、久 喜市、北本市、八 潮市、富士見市、 三郷市、蓮田市、 坂戸市、幸手市、 鶴ヶ島市、日高市 吉川市、ふじみ野 市、白岡市 (40/40)	さいたま市、川越 市、熊谷市、川口 市、行田市、秩父 市、所沢市、飯能 市、加須市、本庄 市、東松山市、春 日部市、狭山市、 羽生市、鴻巣市、 深谷市、上尾市、 草加市、越谷市、 蕨市、戸田市、入 間市、朝霞市、志 木市、和光市、新 座市、桶川市、久 喜市、北本市、八 潮市、富士見市、 三郷市、蓮田市、 坂戸市、幸手市、 鶴ヶ島市、日高市 吉川市、ふじみ野 市、白岡市 (40/40)	さいたま市、川越 市、行田市、所沢 市、狭山市、越谷 市、戸田市、新座 市、鶴ヶ島市(左 記以外の市在住 者分は県の事業 対象に含め実施) (39/39)	さいたま市、川越 市、所沢市、戸田 市、北本市(5/63)	さいたま市、川越 市(県の事業対 象は全市町村) (63/63)

	都道府県						市 等								
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
			自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
関東ブロック	12	千葉県	◎	◎	◎	◎	◎	千葉県、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市、四街道市(7/36)	千葉県、船橋市、柏市(3/3)	野田市、浦安市(2/34)	千葉県、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、印西市、白井市、富里市、南房総市、香取市、山武市、大網白里市(31/37)	千葉県、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、浦安市、袖ケ浦市、印西市、白井市、香取市、山武市、大網白里市(28/37)	千葉県、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市、流山市、浦安市(8/37)	千葉県、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ケ谷市、浦安市、白井市(7/54)	千葉県、野田市(2/54)

	都道府県							市等							
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
関東ブロック	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、新宿区、世田谷区、杉並区、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、福生市、羽村市(12/49)	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	府中市、三鷹市、国立市(3/62)

			都道府県							市 等							
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
					自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
関東ブロック	14	神奈川県	◎	◎	◎	◎		◎		横浜市、川崎市、相模原市(3/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/4)	(0/15)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市(3/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(30/33)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/33)
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		新潟市、長岡市、柏崎市、村上市(4/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、五泉市、佐渡市、南魚沼市(13/20)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、見附市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、南魚沼市(13/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(31/31)
中部ブロック	15	新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		(0/10)	富山市(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	(富山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(14/15)

	都道府県							市 等							
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
			自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
中部ブロック	17石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	金沢市、かほく市、小松市(3/11)	金沢市(1/1)	小松市(1/10)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、かほく市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、かほく市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、小松市、加賀市、能美市、野々市市(5/11)	金沢市、白山市、能美市、野々市市、中能登町(5/19)	金沢市、白山市、(左記の市以外は県の事業対象に含め実施)(19/19)
	18福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鯖江市、越前市(2/9)	—	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市坂井市(9/9)	(県の事業対象に含め実施)(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町(9/17)	福井市、越前市(左記及びその他の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(17/17)
	19山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	都留市(1/13)	—	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市(10/13)	甲府市、都留市、富士吉田市、山梨市、南アルプス市、上野原市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、南アルプス市、上野原市(6/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(27/27)	山梨市(1/27)
	20長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長野市(1/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(14/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(16/19)	(0/19)	上田市、須坂市、伊那市、茅野市、千曲市、安曇野市(6/77)	(県の事業対象に含め実施)(77/77)

	都道府県							市 等							
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
中部ブロック	21	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	飛騨市(1/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	(県の事業対象に含め実施) (21/21)	大垣市、下呂市(2/42)	岐阜市、関市、可児市(3/42)
	22	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	静岡市、浜松市、沼津市、御前崎市(4/23)	静岡市、浜松市(2/2)	(0/21)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市、牧之原市(3/23)	静岡市、浜松市、袋井市、湖西市(市以外の在住者は県の事業対象として実施) (16/35)

	都道府県									市等							
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業		
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					
近畿ブロック	25滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大津市、彦根市、近江八幡市、湖南市(4/13)	大津市(1/1)	(0/12)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、野州市、湖南市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	大津市(大津市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	甲賀市、東近江市(日野町、竜王町の在住者分は県の事業対象に含め実施)(4/19)
	26京都府	◎	◎	◎	◎		◎			京都市、京丹後市(2/15)	京都市(1/1)	(0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、京丹後市(6/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、京丹後市(6/15)	京都市(京都市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	京都市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、南丹市(5/26)
	27大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、泉南市、島本町(29/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市(4/5)	吹田市、寝屋川市、松原市、柏原市、交野市(5/29)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町(26/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、泉大津市、茨木市、八尾市、河内長野市、摂津市、藤井寺市、四條畷市、泉南市、島本町(大田市、堺市、高槻市、東大阪市以外の市等在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(43/43)	大阪市、堺市、貝塚市、枚方市、茨木市(大阪市、堺市、高槻市、東大阪市以外の市等在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(40/43)	

	都道府県							市等									
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業		
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					
近畿ブロック	28	兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市、宝塚市(5/29)	神戸市、姫路市、尼崎市(西宮市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(4/4)	0/25	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、川西市、三田市、丹波市(13/29)	神戸市、姫路市(政令市及び中核以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)	西宮市(政令市及び中核以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(38/41)
	29	奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	奈良市、桜井市、御所市、葛城市(4/13)	奈良市(1/1)	0/12	奈良市、大和高田市、大和郡山田市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山田市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、五條市、御所市、生駒市、香芝市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(13/13)	奈良市、下市町(左記市等以外は県の事業対象に含めて実施)(39/39)	0/39
	30	和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市(5/9)	和歌山市(1/1)	0/8	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、田辺市(3/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(30/30)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(30/30)

		都道府県						市等									
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業		
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					
中国ブロック	31	鳥取県	◎	◎	◎	◎	◎	○	倉吉市(1/17)	-	(0/17)	倉吉市、岩美町、若桜町、琴浦町、北栄町、日南町、日野町、江府町(8/17)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町(16/17)	米子市(1/17)	(県の事業対象に含め実施) (19/19)	(0/19)	
	32	島根県	◎	◎	◎ (県内の全市町村が実施)	◎ (県内の全市町村が実施)	◎	◎	◎	松江市、益田市(2/19)	-	(0/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)	(県の事業対象に含め実施) (19/19)	(県の事業対象に含め実施) (19/19)
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎		岡山市、倉敷市(2/18)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/16)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、瀬戸内市、美作市(7/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、美作市、浅口市(9/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、瀬戸内市、美作市(6/18)	倉敷市、瀬戸内市(2/27)	(0/27)	
	34	広島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	広島市、福山市、呉市(3/22)	広島市、福山市(2/2)	(0/20)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町(21/22)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町(22/22)	広島市、福山市、竹原市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市(9/22)	広島市、府中市、三次市、坂町(4/23)	広島市、呉市(左記及び福山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (22/23)	

			都道府県								市 等										
			母子家庭及び 寡婦自立促進 計画		母子家庭等 就業・自立支 援センター事 業		自立支援 給付金事業		母子自 立支援 プログラム 策定等事 業		母子自 立支援 事業		母子家庭 等日常生活 支援事業		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援 プログラム 策定等事業	母子家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭生 活支援事業
							自立支援 教育訓練 給付金事 業	高等技能 訓練促進 等事業							母子家庭等 就業・自立支 援センター事 業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等技能訓練 促進費等事業			
中国ブロック	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		36	徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
四国ブロック	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

	都道府県							市 等															
	母子家庭及寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業								
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業											
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	北九州市、福岡市、筑紫野市、春日市、宗像市、古賀市、宮若市(7/28)	北九州市、福岡市、久留米市(3/3)	筑紫野市(1/25)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(27/28)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(28/28)	北九州市、福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(11/28)	北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、田川市、春日市、大野城市、宗像市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、那珂川町、篠栗町、志免町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、川崎町(23/60)	福岡市(1/60)
	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	佐賀市(1/10)	—	佐賀市(1/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市、伊万里市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(10/10)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長崎市、松浦市、五島市(3/13)	長崎市(1/1)	(0/12)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(11/13)	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、西海市、雲仙市、南島原市(8/21)	長崎市(長崎市以外在市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(21/21)
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	熊本市、山鹿市、玉名市、天草市、上天草市(5/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市(12/14)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市(14/14)	熊本市、人吉市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、合志市(7/14)	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、天草市、山鹿市、宇土市、宇城市、合志市、菊陽町、津奈木町(13/45)	熊本市(熊本市以外在市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(45/45)

	都道府県								市等						
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業			
九州ブロック	44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

	都道府県								市等							
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業				
都道府県合計	継続して実施(◎)	45	47	47	47	40	28	25	平成24年度実施状況							
	平成25年度以降に実施予定(○)	2	0	0	0	1	0	2	226/851 (26.6%)	60/61 (98.4%)	21/790 (2.7%)	776/851 (91.2%)	772/851 (90.7%)	521/851 (61.2%)	968/1747 (55.4%)	813/1747 (46.6%)
	実施予定なし	0	0	0	0	6	19	20								

<都道府県を含む実施状況>

母子家庭及び寡婦自立促進計画	平成24年度実施状況							
	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業				
	271/898 (30.2%)	107/108 (99.1%)	21/790 (2.7%)	823/898 (91.6%)	819/898 (91.2%)	561/898 (62.5%)	996/1794 (55.5%)	837/1794 (46.7%)